

(別添)

「労働安全衛生法第五十七条の三第一項の規定に基づく厚生労働大臣の定める基準第9条に基づき定める変異原性試験の実施について必要な事項」の制定(案)及び「微生物を用いる変異原性試験の具体的手法及び試験結果の評価方法」の一部改正(案)の概要

1 根拠法令

労働安全衛生法第五十七条の三第一項の規定に基づく厚生労働大臣の定める基準(昭和63年労働省告示第77号。以下「厚生労働大臣の定める基準」という。)第9条

2 制定及び改正の内容

(1) 「厚生労働大臣の定める基準第9条に基づき定める変異原性試験の実施について必要な事項」の制定関係

厚生労働省労働基準局長は厚生労働大臣の定める基準第9条の規定に基づき、厚生労働大臣の定める基準第2条に規定するプレインキュベーション法又はプレート法と同等以上の知見を得ることができる変異原性試験の方法として「ガスばく露法」が含まれることを示し、ガスばく露法による変異原性試験の基準を制定する(別紙1参照)。

(2) 「微生物を用いる変異原性試験の具体的手法及び試験結果の評価方法」の一部改正関係

厚生労働大臣の定める基準に関して、より具体的な手法等を定めたものとして「微生物を用いる変異原性試験の具体的手法及び試験結果の評価方法について」(平成11年2月8日付け労働省労働基準局安全衛生部化学物質調査課長事務連絡)の別添(以下「具体的手法等」という。)が公表されている。

今般、(1)のとおり厚生労働大臣の定める基準第9条に基づき定める変異原性試験の実施について必要な事項を制定することに伴い、具体的手法等を改正し、ガスばく露法による変異原性試験の具体的手法及び試験結果の評価方法を追加する(別紙2参照)。

3 制定日、改正日及び適用日

平成26年7月中旬(予定)